

【中国】特殊設備安全法の制定

海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 2013年6月29日、第12期全国人民代表大会常務委員会第3回会議で、高度な安全管理が必要とされる設備の安全対策の強化を目的とする特殊設備安全法が可決、成立した。

1 背景と経緯

ボイラー、石油パイプライン、クレーン、エレベーター、ロープウェイ、遊園地の大型アトラクション等の設備は、高温、高圧、高速又は空中で運転されるため、事故が発生した場合大きな災害につながる危険性が高い。中国では近年、経済成長が続く中でこれらの設備が急増している。例えば、国内に設置されているエレベーターの総数は、2002年末の約35万基が2012年末には約245万基へと増加した。エレベーター1万基当たりの事故発生件数と死亡者数は、それぞれ2002年には1.56件と1.33人、2012年には0.15件と0.11人であった。このように事故発生率は低下しているが、設備の老朽化も進行しているため、事故が発生する危険性は依然として高い。その他の設備についても、爆発、墜落など人命に関わる事故がしばしば発生している。(注1)

中国政府は2003年に制定された特殊設備安全監察条例に基づき、これらの設備の安全について監督管理を行ってきた。同条例は2009年に改正され、安全管理に関する規定が強化された。それを基礎として適用範囲を拡大し、罰則を含め法的規制をさらに強化したものが、今回制定された特殊設備安全法(注2)である。2012年8月、第11期全国人民代表大会常務委員会(以下「全人代常務委」)第28回会議に提出された当初の法案は全65か条であったが、全人代常務委での3回の審議の過程で、法律の実効性を高めるため多くの具体的な規定が追加され、最終的に全101か条となった。

特殊設備安全法は2013年6月29日公布、2014年1月1日から施行される。

2 主な内容

特殊設備安全法の構成は、第1章：総則(第1条～第12条)、第2章：生産、経営、使用(第1節：一般規定<第13条～第17条>、第2節：生産<第18条～第26条>、第3節：経営<第27条～第31条>、第4節：使用<第32条～第49条>)、第3章：検査・点検(第50条～第56条)、第4章：監督管理(第57条～第68条)、第5章：事故緊急対応及び調査処理(第69条～第73条)、第6章：法的責任(第74条～第98条)、第7章：附則(第99条～第101条)である。主な内容を以下に紹介する。

(1) 立法目的

特殊設備の安全対策を強化し、事故を予防し、生命と財産の安全を保障し、経済社会の発展を促進することを立法の目的とする(第1条)。

(2) 適用範囲

生命と財産の安全に対して比較的に高い危険性があるボイラー、圧力容器（ガスボンベを含む）、圧力パイプ、エレベーター、クレーン、ロープウェイ、大型娯楽設備、敷地（工場）内専用自動車その他の特殊設備（軍事装備、核施設、航空宇宙の用途に使用されるものを除く。）に、この法律が適用される（第 2 条、第 100 条）。

(3) 国の責任

国は、特殊設備について目録による管理を行い、特殊設備の生産、経営、使用の各局面の全ての過程において、安全の監督管理を行う（第 2 条、第 4 条）。

(4) 通報権の保障

全ての組織及び個人は、特殊設備の安全に関係する違法行為について、所管官庁に通報する権利を有し、通報を受けた官庁は速やかにそれを処理しなければならない（第 12 条）。

(5) 生産・経営・使用責任の強化

特殊設備を生産し、経営し、及び使用する組織並びにその責任者は、その設備の安全に責任を負う（第 13 条）。当該組織は、当該設備の自主検査及び保守を行い、国が検査対象とするものについては速やかに申告し検査を受けなければならない（第 15 条）。特殊設備の生産（設計、製造、設置、改造及び修理を含む。）は行政許可制とし、また関係する安全技術基準に合格しなければならない（第 18～25 条）。

(6) 公共施設の安全

特殊設備の所管官庁は、学校、幼稚園、病院、駅、商業施設、スポーツ施設、公園など人が多く集まる場所の特殊設備の安全について、重点的に監督・検査を行わなければならない（第 57 条）。

(7) 検査結果の公表

国及び省級地方政府における特殊設備の所管官庁は、特殊設備の安全状況を定期的に公表しなければならない（第 68 条）。

(8) 利用者の安全注意義務

エレベーター、ロープウェイ、大型娯楽設備を利用するときは、安全のための使用説明及び注意事項を遵守し、管理者の管理及び指揮に従わなければならない（第 43 条）。

(9) 特殊設備の輸入

輸入する特殊設備は、中国の安全技術基準に適合し、かつ検査に合格しなければならない。中国の特殊設備生産許可の取得が必要なものは、その許可を取得しなければならない。設置・使用説明、製品表示プレート、安全警告表示とその説明は、中国語を使用しなければならない（第 30 条）。

注(インターネット情報は 2013 年 7 月 17 日現在である。)

(1) 「特种设备安全法立法专题」中国人大网

<http://www.npc.gov.cn/huiyi/lfzt/tzsbqf/node_19074.htm>

(2) 「中华人民共和国特种设备安全法」国务院法制办公室

<<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfgf/fl/201307/20130700388369.shtml>>